

## 米山梅吉記念館創立50周年記念事業 ご寄付のお願い

### 募金目標金額

別紙「記念事業の概要」の実施に係る金額(2020-2021年度期末までに7,700万円)を募金目標としております。ご理解くださり、目標達成にご協力賜れば幸いに存じます。

### ご寄付のお願い

\*ロータリークラブ様には、クラブ任意の金額のご寄付をお願いします。

(これとは別に周年記念などでのご寄付もよろしく願いいたします)

\*法人寄付 1口 10,000円(10,000円以上の任意ご寄付もよろしく願いいたします)

\*個人寄付 1口 3,000円(1口以上の任意ご寄付もよろしく願いいたします)

なお個人寄付につきましては、出来ましたらクラブ単位での取りまとめをお願いいたします。

振込先 静岡銀行 長泉支店 普通預金 0082637

口座名 公益財団法人米山梅吉記念館50周年寄付金 理事長 積 惟貞

ATMご利用の場合には口座名義

ザイ)ヨネヤマウメキチキネンカン 50シュウネンキフキン にお振込みください。

\*恐れ入りますが、振込手数料はご負担をお願いします。

\*クレジットカードでの決済をご希望の場合には、記念館までお問い合わせください。

\*米山梅吉記念館50周年寄付金は、記念館に直接お持ち頂くことも可能です。

- ・高額寄付者(クラブ、法人様30万円以上、個人10万円以上)には米山梅吉記念館功労賞をお贈りさせていただきます。
- ・ご寄付下さいました方全てのご尊名を当館発行の広報印刷物などに掲載させていただきます。(掲載を希望されない方は寄付時にお申し出ください)

### 寄付金の税制優遇措置

当法人への寄附金は、「特定公益増進法人への寄附金」として取り扱われ、所得税・法人税・相続税及び条例による地方税の優遇措置が受けられます。

■法人税の場合／法人においては、税制上損金として扱われます。なお、申告に当たっては、法人税確定申告書に寄付金控除明細書の添付が必要となります。

■個人所得税の場合／個人においては、税制上の優遇措置を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。確定申告に当たっては、所得控除を受けるため「寄附金領収書」の添付が必要となります。

なお、米山梅吉記念館から発行された領収書は、原則として再発行できません。

<控除額> 所得控除額=年間の寄付金総額(注) - 2千円

(注)年間総所得金額等の40%が上限となります。

お問い合わせ先 公益財団法人 米山梅吉記念館  
TEL.055-986-2946 FAX.055-989-5101  
E-mail : yumh@ai.tnc.ne.jp

